

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 柳 収 一 郎

記

1 監査の種類 定例監査

- 2 監査実施日 平成 31 年 1 月 17 日 産業観光部
平成 31 年 2 月 4 日 教育委員会事務局
平成 31 年 2 月 25 日 上下水道部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
産業観光部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
上下水道部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

上記監査結果のうち、産業観光部、教育委員会事務局においては、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、契約、支出負担行為等に関して基本的な事務処理における誤りが見受けられた。

なお、これらについては、今年度の定例監査において他部署においても見受けられたところであり、全庁的な課題として捉え取り組むべきであるという意見をすでに述べたところである。リスクマネジメントの観点からも、留意されるべきと思われる。

また、教育委員会事務局においては随意契約について、相手方の選定方法や見積額検討における算定根拠が一部不明確なものや、契約締結に関して規則や要領の規定によらず行われているものが見受けられた。

職員にはもとより、規則や事務処理手順に則り適正な事務執行に努めることが求められるが、職員一人ひとりが自らの問題であるという自覚を持ち、リスク管理に根ざした事務手続きの改善や内部統制のあり方について検討を進められたい。

特に、支出に関する事務手続きのうち、各部課において独自の振込データを作成しているものについては、事務処理が誤りなく適正に行われるよう留意されたい。